

現行戦略の進捗状況に関する評価

第1回～4回点検を踏まえた中央環境審議会からの意見(第4回は意見(案))
より作成

生物多様性に関する国の施策(全体)

- ・ 国の施策は前向きに進んでいる。しかし、それにもかかわらず、生物多様性の3つの危機は依然進行している。

さらなる取組強化が必要な項目

- ・ 生物多様性の評価、施策の効果の指標化
- ・ 生物多様性の重要性の説明、国家戦略を含めた普及・広報
- ・ 学校・地域における教育や生涯学習の推進、自然体験型環境教育の充実
- ・ 浅海域、海鳥の保護等を含む海洋における生物多様性の保全
- ・ 地方や民間による主体的な取組の促進
- ・ 保全対象となる里地里山の明確化
- ・ 外来生物対策(水際対策、国内の動植物の地域外移動)の充実
- ・ 生物多様性に関するデータの充実、関係省庁間での調査・データ連携

「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回)」
を踏まえた施策の方向について(意見)

中央環境審議会

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議が実施した「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回)」を踏まえ、今後の施策の方向として以下の意見を述べる。

1. 点検の方法について

点検を実施するに当たっては、関係省庁の取組を十分に反映しつつ、生物多様性上の課題全体について体系的に点検することが重要である。

点検の方法については、毎回改良していくことが必要である。その際、取り組んだ事項を報告するだけでなく、それを評価することが重要である。

すなわち、生物多様性のどのような課題に対応した施策なのかを明らかにすること、環境保全型農業等の環境に配慮した取組により、具体的にどのような効果があったのか等の評価することが重要である。

さらに、関係省庁の取組だけでなく、地方自治体、企業、民間団体の生物多様性の確保の取組についても情報を収集し、点検することが重要である。

2. 関係省庁が実施している環境調査について

今回の点検を通じて、関係省庁がそれぞれ生物調査等の自然環境に関する調査を充実させつつあることが明らかにされた。今後、各調査についてその進展を踏まえ、十分な連携が図られるよう、調査データの相互利用の検討等を行う枠組みの整備が必要である。

生物調査については、水質等の調査との連携を図ることも重要である。

生物調査を通じた生物多様性の考え方の普及啓発の効果は大きく、調査のやり方等について、関係省庁で工夫を行うことが重要である。

3. 新・生物多様性国家戦略の普及啓発について

生物多様性を目的とした事業だけではなく、日常的な様々な事業、取組についても生物多様性の観点を盛り込むことが重要。

国民の間で生物多様性そのものや新・生物多様性国家戦略についての理解が十分に得られるよう、地方自治体等とも連携し、学校教育等の場も活用しつつ、生物多様性条約や新・生物多様性国家戦略についての普及啓発を一層推進することが必要である。

4. その他

「なぜ生物多様性が重要か」などをわかりやすく説明できるよう生物多様性の理念について議論を深め、生物多様性の重要性について理解を得る必要がある。

「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第2回)」
を踏まえた施策の方向について(意見)

中央環境審議会

1. 点検の方法について

第1回目の点検から、第2回目の点検にかけて、数値を用いて具体的な評価を試みていること、自治体、企業、民間団体等の取り組みを記述していることなど内容的には充実しているが、次回点検では、自治体の取り組みにどのような問題があって、どのような効果が出ているのか、国としてこれをどう支援するのか等の点を盛り込んでいただきたい。

2. 生物多様性国家戦略の普及啓発について

「生物多様性」及び「生物多様性国家戦略」という言葉について、それぞれ約30%、約6.5%の認識にとどまるということが明らかになったが、言葉の理解を期待するだけでなく、具体的な認識を高める戦略が必要である。その際、生物多様性を認識する前提として、自然とのふれあい、自然に対する実体験が重要であるという観点や、必ずしも生物多様性国家戦略のテーマだけでなく、戦略に盛り込まれている具体的なことについて認識され、具体的な行動につながるという観点も重要である。

また、生物多様性国家戦略というのは、ネーミングとして堅く、一般向けに理解されやすいサブタイトル、名称などを工夫することが必要である。

さらに、各自治体も、生物多様性の確保のための取り組みに対して努力をしているが、国家戦略の存在を知らない場合も多く、自治体に対する普及啓発も強化すべきである。

一方で、これだけの人々が認識していることとして積極的に評価すべき面もあり、世の中が動きつつあるという手応えのもと、良い事例になるモデルをつくり、普及啓発を進めることも重要である。

3. 地域における取り組みの推進

地域の取り組みに対しては、専門家が関わる体制づくりや、地域におけるコーディネーターの機能の強化といったことが重要である。このため人材育成の強化が必要である。

4. 次期国家戦略について

5年ごとに、生物多様性国家戦略を作り替えることについては、必要性も含め慎重な議論が必要である。しかし、様々な状況の変化などを考えると、丸ごと作り変えるのではなくともリフォームは必要である。

また、戦略の効果的な実施については、現国家戦略では一番最後に記述されているが、今回は、この部分に力を入れるべきである。

「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第3回)」 を踏まえた施策の方向について(意見)

中央環境審議会

1. 全体について

新・生物多様性国家戦略が策定され、それに対する点検が確実に行われているという点では、生物多様性に関する国の施策は前向きに進んでいる。それにもかかわらず、生物多様性に関する3つの危機は必ずしも好転していない、むしろ進行を食い止められていないという状況は認識しておくべきである。

2. 点検結果の示し方について

これまでの点検で3つの危機に対する取組を整理してきたが、各施策の進捗度合いの示し方を更に工夫したり、その課題や改善策を具体的に示すことができれば、次の施策の展開につながると考えられる。

3. 今後の施策の方向について

- (1) 第3の危機に対しては、外来生物法の制定・施行により、着実に対応され始めている。引き続き、特定外来生物の指定に向けた検討を進めるとともに、水際対策の実効性の確保や国内の動植物の地域外移動の問題についても更に取組を進めていくこと。
環境影響評価等は生物多様性の保全に貢献している面があり、それらの実績について更に情報収集・整理することが望ましい。
- (2) 生物多様性の観点から海洋は重要であり、浅海域だけでなく海鳥の保護等の海全体での取組が必要である。また、生物多様性保全の取組については、困難な点もあるが目標を定めて、それに対する評価を行っていくことが望ましい。
- (3) 生物多様性に関する科学的な認識の基礎となる基本的なデータの整備、特にそのデジタル化が日本は非常に遅れていることを深刻に受け止めるべきである。関係省庁の連携を進めるとともに、予算的な面も含めた一層の対応が望まれる。
- (4) 三位一体改革の流れの中で、地方の主体的な取組が今後ますます重要となる。その際、県境、国境を越えたグローバルな視点をもつべきこと等の地方に期待する大事なポイントを次期生物多様性国家戦略で具体的に記載することが必要である。

4. 施策取組の体制について

省庁連携や NPO・ボランティアの取組等がいろいろな形で進みつつあるのは望ましいことである。それに加えて、地方も含めた行政分野の人材の強化、若者中心の NPO・ボランティア活動に対する支援、各種取組への専門家の参画等の体制づくりの充実が重要である。

5. 生物多様性の普及啓発・教育について

生物多様性は科学的・客観的なデータで示すことは重要であるが、美的な要素等の情緒的な面も排除せず、人間の自然に対する思いを大きくとらえることも必要である。

また、生物多様性への意識やその価値に対する一般の理解を国レベルの戦略として進めるためには教育が重要である。自然や生態系に無関心な多くの若者に対しては、情報共有型ではなく、自然との体感共有型の教育が有効である。子供が本来持っている生き物の営みへの驚き等の内発的な興味を失わないよう、大人の既成概念を押しつけないことが必要である。

次期生物多様性国家戦略では、生物多様性の重要性や保全の緊急性をミレニアム生態系評価等も参考にして、よりわかりやすく記載すべきである。

「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第4回）」
を踏まえた施策の方向について（意見）(案：070601)

中央環境審議会

1. 国家戦略実施状況の点検の方法について

- (1) 戦略に基づく施策の実施状況を網羅的に把握・整理するだけでなく、その効果を指標化することが必要であり、「美しさ」などの統合的指標も検討すべきである。また、生物多様性の変化状況を地図化する、生態系サービスに着目した評価や経済的な評価を行うなど、わかりやすく、国民の意識改革につながるような評価を行うべきである。
- (2) 点検は今後の施策にフィードバックすることが必要であり、すべての施策を平板に点検するだけでなく、項目を重点化し深く掘り下げることが望ましい。

2. 国家戦略の普及啓発について

「生物多様性」や「国家戦略」が国民に浸透していないため、その必要性・重要性の普及啓発にさらに努力すべきである。また、受け入れやすい平易な言葉で言い換えることも必要である。

3. 次期国家戦略について

(1) 次期国家戦略の検討方法について

- ・生物多様性の具体的取組の充実のためには、経済界や特に関係の深い省庁など、ターゲットを絞って議論することが重要である。
- ・戦略実現に果たす地方自治体の役割が重要なことから、戦略見直しの検討過程でモデルとなるような自治体の関与が必要である。

(2) 里地里山

- ・里地里山の保全対策については、保全対象を明確にして取り組むことが望ましい。また、里山だけの発想ではなく、森林全体における里山の位置付けを明確にし、地域の理解を得ることが必要である。
- ・環境面だけでなく、過疎化対策をはじめ各種施策を所管する省庁との連携が重要である。

(3) 干潟・海岸

- ・漁業の場における沿岸部を森林における里山のような「里海」として位置付け、漁業者をはじめとして生物多様性に関する理解の向上を図ることが重要である。また、干潟を含む海岸の生物多様性保全のためには、多くの行政機関の連携協力が不可欠である。

(4) 教育

- ・教育基本法の中にも環境の観点が盛り込まれており、学校、地域における教育や生涯学習を含む具体的な取組を進めるため、各省の枠を超えた協力体制を強化すべきである。

(5) 公共事業

- ・生物多様性の観点を浸透させるためには、事業の計画段階や施工段階において現場で使えるチェックリストなど具体的な仕組みづくりを検討することが必要である。

(6) 実施体制

- ・自然環境データの観測は、地道に継続していくことが重要であり、そのための十分な体制が必要である。
- ・戦略の効果的な実施のためには、地方自治体や民間企業など多様な主体の参画が必要であり、その推進のための経済的な措置が重要である。